

指定訪問看護重要事項説明書

(医療保険)

指定訪問看護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要な事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 A's Bee
主たる事務所の所在地	〒431-3121 浜松市中央区有玉北町1060番地の5
代表者（職名・氏名）	代表取締役 近持 篤
設立年月日	平成28年2月12日
電話番号	053-434-9040

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護「庵」菅原事業所	
事業所の所在地	〒432-8041 浜松市中央区菅原町12番地の10 ニューライフ浜松405号	
電話番号	053-401-7170	
FAX番号	053-401-6201	
指定年月日・事業所番号	令和7年2月1日指定	2267290845
通常の事業の実施地域	浜松市中央区	

3. 提供するサービスの内容

- ① 病状、障害の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始 (12月29日から1月3日まで) を除く。
-----	---

営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。 サービス提供は、(午前8時30分から午後5時30分まで) (365日、24時間)とする。
------	---

6. 事業所の看護職員等の体制

(令和7年11月1日現在)

	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	看護師	1		看護職員と兼務
看護職員	看護師	7		
理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士	理学療法士・作業療法士・ 言語聴覚士		1	必要に応じ配置

7. 利用料等

- ・サービスを利用した場合の利用料は以下のとおりです。金額は法定利用料に基づく金額です。
- ・関係法令等が契約期間中に改定された場合は、改定後の金額を適用します。
- ・毎月10日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、26日までにお支払ください。
お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。

医療保険利用料金表

サービス内容		利用料 (10割)	自己負担分額		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (1日につき)	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降 (看護師)	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日目以降 (リハビリ職)	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) (同一建物居住者) (1日につき)	同一日に2人	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円
		週4日目以降 (看護師)	6,550円	655円	1,310円
		週4日目以降 (リハビリ職)	5,550円	555円	1,110円
	同一日に 3人以上	週3日目まで	2,780円	278円	556円
		週4日目以降 (看護師)	3,280円	328円	656円
		週4日目以降 (リハビリ職)	2,780円	278円	556円
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	(入院中に外泊したとき) (1日につき)	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降 (管理療養費 2は、2500円)	3,000円	300円	600円	900円

その他の加算料金一例 (状況に応じて加算いたします)

加算項目		利用料 (10割)	自己負担分/回		
			1割	2割	3割
24時間対応体制加算 (月1回)	(イ) 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みが行われています	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	(イ) 以外	6,520円	652円	1,304円	1,956円
緊急訪問看護加算	月14日目まで (1日につき)	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降 (1日につき)	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算 (月1回)	I 持続麻薬 カテーテル	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	II 酸素・点滴	2,500円	250円	500円	750円
夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時・6時～8時 (1日1回まで)	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22時～6時 (1日1回まで)	4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算	週1回まで	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算 (1日につき)	同一建物内2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院時共同指導特別管理指導加算 (特別加算の対象のみ)		2,000円	200円	400円	600円
		6,000円	600円	1,200円	1,800円

退院支援指導加算	長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算（1月につ		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加	1月につき2回	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア療養費		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ		780円	78円	156円	234円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ		10～500	1～5円	2～100円	3～150円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	10円	10円	20円

★自費請求（税込）

- ・エンゼルケア（10000円）
- ・吸引機レンタル代（1日150円）
- ・医療処置した場合の材料費（ガーゼやテープ類）

8. 秘密保持及び個人情報の保護

- 事業者及び事業所の看護職員等は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅介護支援事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。**緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当看護師と緊急時の対処についてその都度、よく相談ください。**

利用者の 主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

- 指定訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事業所は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 利用所に対する指定訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 053-401-7170 受付時間 土日祝を除く 午前9時～午後5時 担当者名 伊藤富士江
---------	--

(2) その他相談・苦情申立の窓口

苦情受付機関	浜松市役所介護保険課	電話 053-457-2875
	浜松市中央福祉事業所 中央区役所内長寿支援課	電話 053-457-2324
	浜松市中央福祉事業所 東行政センター内長寿支援課	電話 053-424-0184

苦情受付機関	浜松市中央福祉事業所 西行政センター内長寿支援課	電話 053-597-1119
	浜松市中央福祉事業所 南行政センター内長寿支援課	電話 053-425-1572
	静岡県国民健康保険団体連合会	電話 054-253-5590

12. サービスの利用終了について

利用者の都合によりサービスの終了を希望する場合は、終了を希望する日の14日前までに文書でお申し出下さい。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が14日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

その他のサービス終了（事業所の都合によるもの、自動的に終了するもの等）につきましては、利用契約書でご確認ください。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、指針を作成し、責任者を設置、委員会を設立する等の必要な体制整備を行うとともに、従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための虐待研修を実施しています。

14. 事業者の契約解約権について

次の事項に該当する場合、契約を解除できるものとします。

- ・お客様によるハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合
- ・支払うべき料金を事業者の勧告にも関わらず全額の支払いがない場合
- ・お客様が正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合

令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説 明 者 事業所

所在地 浜松市中央区菅原町12番地の10
ニューライフ浜松405号

事業所名 訪問看護「庵」菅原事業所

職・氏名 管理者 伊藤富士江 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 _____ 印

利用者家族等
(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との続柄